

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準（新旧対照表）

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後（令和7年12月12日）	改 正 前（令和5年5月26日）
<p>1・2 省略</p> <p>3 監督処分の基準</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>ア 省略</p> <p>イ ア以外の不正行為等があった場合 <u>建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4</u> _____、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、<u>第19条の3第2項、第19条の5、第20条第2項から第4項まで及び第6項</u>、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>(2) 具体的基準</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） (ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法<u>第7条の4第7項</u>に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。 (オ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 建設工事の施工等に関する他法令違反 (イ) 建設工事の施工等に関する法令違反</p>	<p>1・2 省略</p> <p>3 監督処分の基準</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>ア 省略</p> <p>イ ア以外の不正行為等があった場合 <u>(ア) 建設業法の規定（第19条の3</u> _____、第19条の4、<u>第19条の5</u>、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条 _____、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p><u>(イ) 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき</u> <u>注文者が建設業を営む者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業を営む者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</u></p> <p>(2) 具体的基準</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） (ア)～(ウ) 省略</p> <p>(エ) 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法<u>第7条の2第18項</u>に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。 (オ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 建設工事の施工等に関する他法令違反 (イ) 建設工事の施工等に関する法令違反</p>

改 正 後（令和7年12月12日）	改 正 前（令和5年5月26日）
<p>① 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b～c 省略</p> <p>② 労働基準法違反等</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 特定商取引に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 省略</p> <p>⑤ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 省略</p> <p>(ウ) 信用失墜行為等</p> <p>① 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 省略</p> <p>(エ) 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>拘禁刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p>① 建築基準法違反等</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b～c 省略</p> <p>② 労働基準法違反等</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>③ 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>④ 特定商取引に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 省略</p> <p>⑤ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反</p> <p>a 役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>b 省略</p> <p>(ウ) 信用失墜行為等</p> <p>① 法人税法、消費税法等の税法違反</p> <p>役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② 省略</p> <p>(エ) 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反</p> <p>① 役員等又は令3条使用人が<u>懲役刑</u>に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p> <p>② <u>健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。</u></p>
オ～ク 省略	オ～ク 省略
4 省略	4 省略
<p>5 施行期日等</p> <p>(1) この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成17年6月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成17年11月11日から施行する。</p> <p>この基準は、平成18年1月13日から施行する。</p> <p>この基準は、平成19年10月1日から施行する。</p>	<p>5 施行期日等</p> <p>(1) この基準は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成17年6月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成17年11月11日から施行する。</p> <p>この基準は、平成18年1月13日から施行する。</p> <p>この基準は、平成19年10月1日から施行する。</p>

改 正 後（令和7年12月12日）	改 正 前（令和5年5月26日）
この基準は、平成20年4月1日から施行する。	この基準は、平成20年4月1日から施行する。
この基準は、平成21年10月27日から施行する。	この基準は、平成21年10月27日から施行する。
この基準は、平成24年11月1日から施行する。	この基準は、平成24年11月1日から施行する。
この基準は、平成26年8月20日から施行する。	この基準は、平成26年8月20日から施行する。
この基準は、令和2年10月1日から施行する。	この基準は、令和2年10月1日から施行する。
この基準は、令和3年7月26日から施行する。	この基準は、令和3年7月26日から施行する。
この基準は、令和3年9月30日から施行する。	この基準は、令和3年9月30日から施行する。
この基準は、令和4年5月26日から施行する。	この基準は、令和4年5月26日から施行する。
この基準は、令和5年5月26日から施行する。	この基準は、令和5年5月26日から施行する。
<u>この基準は、令和7年12月12日から施行する。</u>	
(2) 省略	(2) 省略
別表 省略	別表 省略